

2022 年 6 月

受益者の皆様へ

東京海上アセットマネジメント株式会社

信託終了（繰上償還）に関する書面決議手続きのお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では、以下の追加型証券投資信託（以下、「当ファンド」といいます。）につきまして、下記の通り、繰上償還を行う予定ですのでお知らせ申し上げます。

この繰上償還につきましては、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、当ファンドにおいて書面による決議（以下、「書面決議」といいます。）を経て実施いたします。

受益者の皆様におかれましては、本書面および「書面決議参考書類」をご確認いただき、当ファンドの繰上償還に関する賛否および必要事項を「議決権行使書面」にご記入のうえ、弊社までご郵送くださいますようお願い申し上げます。

なお、「議決権行使書面」をご返送いただかない場合は賛成するものとみなされます。したがって、当ファンドの繰上償還にご賛成いただける場合、特に必要なお手続きはございません。

今般の手続きにつきまして、何卒ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 繰上償還の対象となる投資信託の名称

東京海上・ジャパン・マイスター株式オープン

2. 繰上償還の理由

当ファンドにつきましては、投資信託約款において、受益権の総口数が10億口を下回った場合には、書面決議の可決をもって、受託会社と合意のうえ、繰上償還させることができると規定しています。

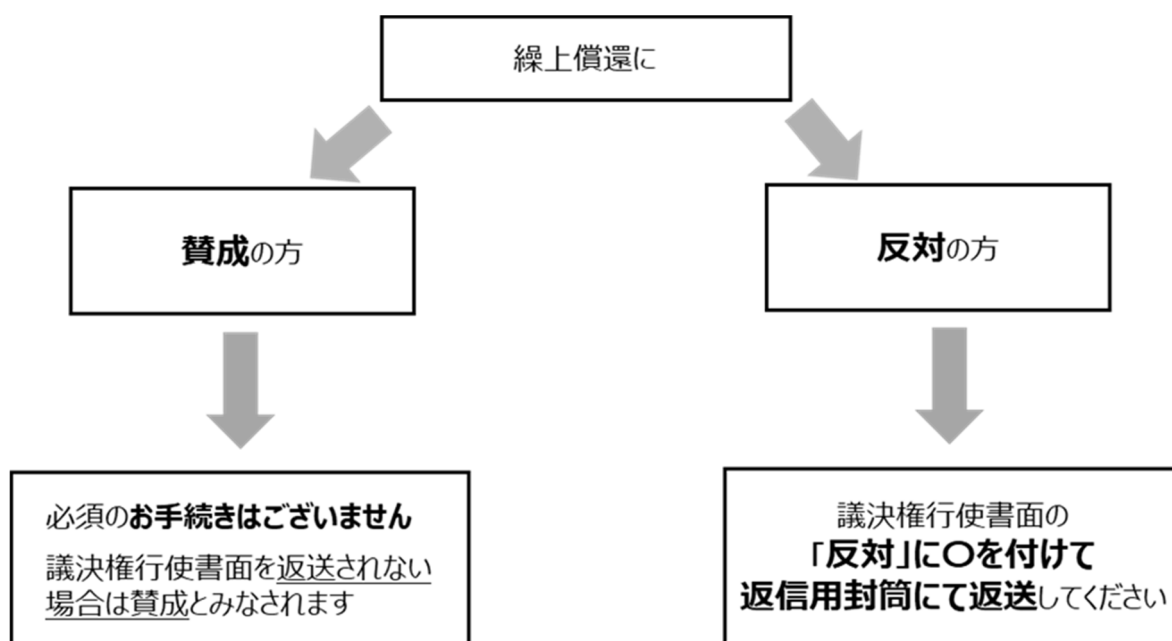
当ファンドは2019年5月24日の設定以来、運用を行ってまいりましたが、受益権の総口数は10億口を下回る状態が継続しております。今後も当ファンドの純資産総額の大幅な増加は見込み難いため、信託約款の規定に基づき繰上償還を行う予定です。

3. 繰上償還にかかる書面決議の日程

受益者の確定日	2022年6月6日（月）
書面決議にかかる議決権行使期限	2022年7月4日（月）まで
書面決議の日	2022年7月6日（水）
繰上償還日（予定）	2022年7月29日（金）

4. 書面決議のお手続きについて

書面決議において議決権を行使できる受益者の方は、2022年6月6日（月）現在の当ファンドの受益者となります。該当する受益者の方は、「議決権行使書面」をもって議決権を行使することができます。当ファンドの繰上償還に反対の受益者の方は、同封の「議決権行使書面」に必要事項をご記入のうえ、返信用封筒にて弊社までご郵送ください。2022年7月4日（月）弊社到着分までを有効とさせていただきます。



【ご注意事項】

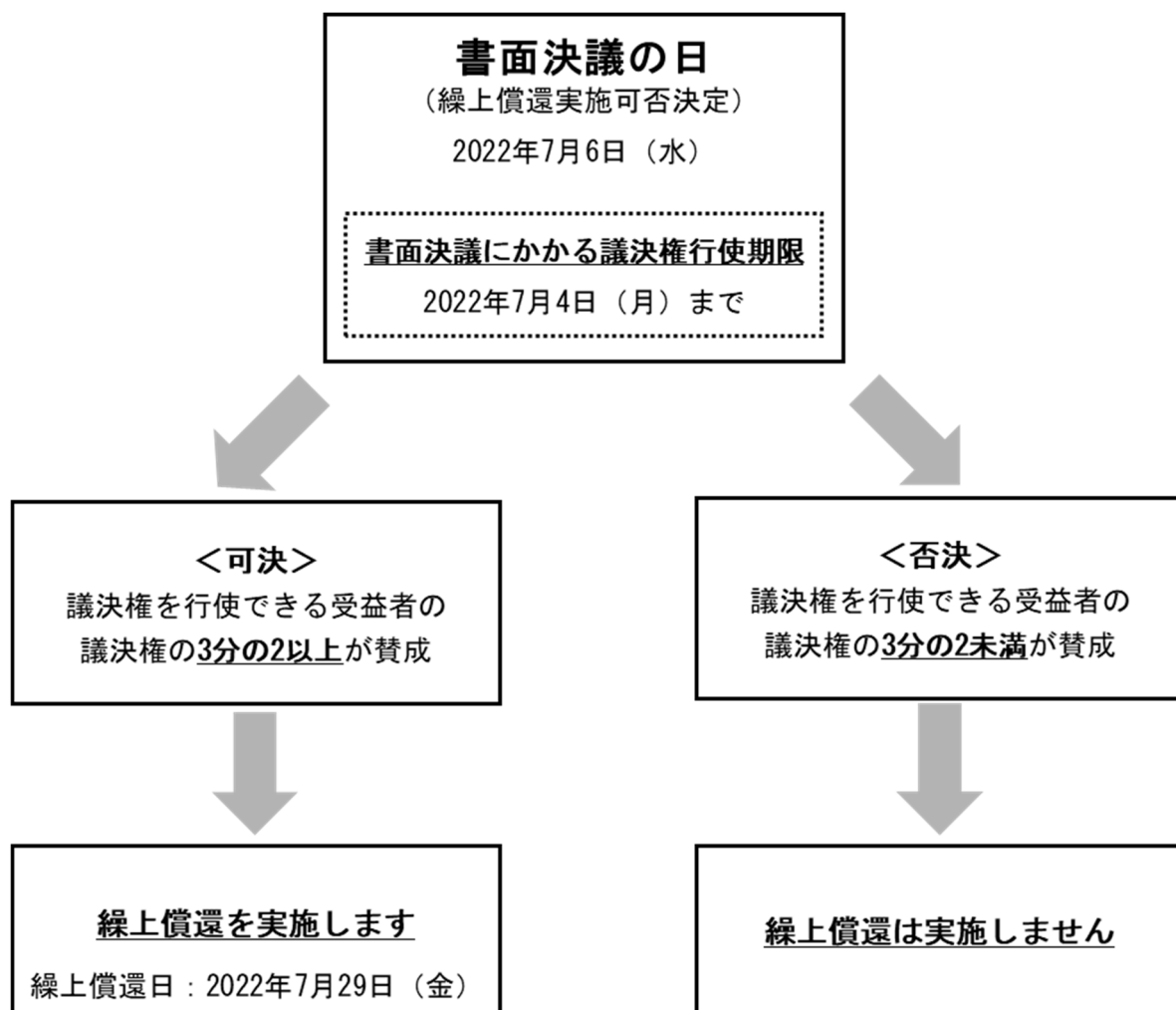
- * 議決権を行使されない場合は、賛成するものとみなします。（議決権行使書面の指定された欄に賛否の表示がない場合、書面決議にかかる議決権行使の期限までに書面が到着しない場合も賛成するものとみなします。）したがって、賛成される場合、議決権行使書面を郵送いただく必要はありません。
- * 同一の受益者の方が、重複して議決権を行使された場合で、議決権の行使の内容が異なる場合は、全ての議決権が無効となりますのでご了承ください。
- * 書面決議を行うにあたり、上記のお客様に関する情報を販売会社・受託会社（再信託受託会社を含みます。）・弊社が共有することにご同意いただいたものとさせていただきます。

～個人情報情報の取扱いについて～

お預かりいたしました個人情報情報は、繰上償還の実施の判断および議決権行使にかかるご本人確認のみに使用いたします。弊社では、ご本人の承諾がない限り、お預かりいたしました個人情報情報を上記以外の目的に使用すること、また、販売会社・受託会社以外の第三者に開示・提供することはありません（法令により開示を求められた場合を除きます。）。

5. 書面決議の結果について

各ファンドの書面決議の結果は、書面決議終了後、速やかに弊社ホームページ (<https://www.tokiomarineam.co.jp/>) 等にてお知らせいたします。



※当ファンドは、繰上償還が決定された場合でも、受益者が換金（解約）のお申込みを行ったときは、弊社が信託契約の一部の解約をすることによりお申込みに応じ、公正な価格により解約代金が支払われます。そのため、当ファンドの約款第 57 条の規定に基づき、本議案に反対された受益者が受託会社に対して受益権の買取請求を行うことはできません。

本件に関するお問合せ：東京海上アセットマネジメント株式会社 サービスデスク
フリーダイヤル：0120-712-016（土日祝日・年末年始を除く 9 時～17 時）

以 上